

令和7年3月26日

住民の皆さまへ

松本広域連合

職員の懲戒処分について

職員に対して地方公務員法に基づく懲戒処分を下記のとおり行いましたので、お知らせします。

本件につきまして、松本地域の住民の皆様にご迷惑をおかけし、深くお詫び申しあげます。

記

- 1 被処分者
主任 30代 男性
- 2 処分内容
減給10分の1 3か月
地方公務員法第33条に違反する行為であり、同法第29条第1項第1号及び第3号に該当する。
- 3 非違行為の内容
消防職員が、複数回にわたり知人に嘘を付き、お金を借りたものです。
当該職員の行為は、公務に対する信用を著しく傷つけるとともに、全体の奉仕者たるにふさわしくない非行であると認められるので、厳正に処分するものです。
- 4 処分日
令和7年3月26日
- 5 今後の対応
法令遵守、服務規律の確保について全職員に徹底を図るとともに、コンプライアンス等の研修を開催します。

【問合せ先】

消防局総務課 TEL0263-25-0119